

令和 8 年 6 月 2 日

山梨県の輸出事業者 Y

環境省関東地方環境事務所  
所長 庄子 真憲

廃棄物の無確認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきマレーシア向けに令和 7 年 11 月 14 日に横浜税関に輸出申告した貨物（PVC 樹脂ペレット）について、同年 11 月 17 日に同税関が貨物確認検査を行い、当所が立ち会った結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）に該当するものが含まれていたことが明らかになった。

廃棄物の輸出に当たっては、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 7 において準用する同法第 10 条第 1 項に定める手続きが必要であり、その手続きを経ずして輸出しようとした場合は法令違反となり、未遂も含めて廃棄物処理法第 25 条第 1 項第 12 号又は同条第 2 項に規定する罰則の対象となる。また、輸入国の基準に違反する可能性もあり、輸出が行われた場合には、輸入国で輸入が認められず、二カ国間で問題が生ずる恐れがあった。

以上により、今回の貴社の行為は極めて不適切な行為であり、嚴重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法等を記載した顛末書を令和 8 年 6 月 16 日（火）までに当方に提出すること。
- 2 輸出申告撤回後、引き取った貨物について、廃棄物処理法上の廃棄物として処分したものについては、マニフェスト等を添え処分完了した旨を報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合に当たっては、関係法令を遵守し、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握、及び十分な品質管理の確保ができる社内体制の構築に努め、廃棄物を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。